

令和8年6月2日

保護者 様

兵庫県立夢野台高等学校
校 長 檜木 直人

新たな防災気象情報への変更に伴う規程の変更について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

5月29日に気象庁から発表がありました新たな防災気象情報への変更に伴い、下記の通り、本校の規程を改定いたします。適切に対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 新たな防災気象情報への変更

変更前	変更後
大雨（警報・特別警報）	レベル3大雨警報以上
	レベル3土砂災害警報以上
洪水	洪水警報は、「〇〇川レベル3氾濫警報」の名称に変更となりますが、1級河川などの大きな河川に限って発表されます。 近隣に該当の河川がないため、削除します。
暴風、大雪	変更はありません。

2 発表区域の変更日時 令和8年5月29日（金）

3 規程の変更内容

変更前	変更後
気象警報が発表されているとき (1) 当日午前7時現在で、神戸市のいずれかの区に、 大雨、洪水、暴風、大雪の警報または特別警報 が発表されている場合、自宅待機とする。 (2) 神戸市のいずれかの区に発表されている上記警報または特別警報が午前10時までにすべての区で解除された場合は、午後1時にSHRを行い、5限より授業を開始する。 (3) 当日午前7時現在で、神戸市以外の市町に居住している生徒は、居住している市町に、 大雨、洪水、暴風、大雪の警報または特別警報 が発表されている場合、自宅待機とする。 なお、上記警報または特別警報が午前10時までに解除された場合は、5限の授業に間に合うように登校する。	気象警報が発表されているとき (1) 当日午前7時現在で、 神戸市のいずれかの区に、レベル3大雨警報以上、レベル3土砂災害警報以上、暴風・大雪の警報または特別警報 が発表されている場合、自宅待機とする。 (2) 神戸市のいずれかの区に発表されている上記警報または特別警報が午前10時までにすべての区で解除された場合は、午後1時にSHRを行い、5限より授業を開始する。 (3) 当日午前7時現在で、神戸市以外の市町に居住している生徒は、居住している市町に、 (1)の警報または特別警報 が発表されている場合、自宅待機とする。なお、上記警報または特別警報が午前10時までに解除された場合は、5限の授業に間に合うように登校する。